

半田市市税等収納向上対策本部設置要綱

(目的)

第1条 半田市市税、半田市国民健康保険税、半田市介護保険料及び半田市後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の収納率の向上に取り組み、市税等の負担の公平性及び財源の確保を図るため、半田市市税等収納向上対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 市税等の収納業務の改善に関すること。
- (2) 市税等の滞納原因の調査研究及びその対策に関すること。
- (3) その他市税等の収納対策を進める上で必要なこと。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をこれに充てる。

- (1) 本部長 副市長
- (2) 副本部長 総務部長、福祉部長
- (3) 本部員 税務課、国保年金課、高齢介護課及び収納課の課長相当職

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 対策本部の会議には、半田市市税等徴収アドバイザーを出席させることができる。

(収納業務検討部会の設置)

第6条 対策本部の補助機関として、収納業務検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

- 2 検討部会は、第2条に定める事項のほか、次に掲げる事項について協議及び検討するものとする。

(1) 市税等の効果的な収納対策案の策定に関すること。

(2) 市税等の収納対策に係る各課の連携及び調整に関すること。

(3) 市税等の収納対策に係る職員の資質の向上に関すること。

3 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、収納課長をもって充て、部会員は、税務課、国保年金課、高齢介護課の職員のうちから、部会長が選任する。

(検討部会の会議)

第7条 検討部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、総務部収納課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び検討部会の組織・運営に関する必要事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。